

大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助事業の実施について

大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助することにより、退職金共済制度の加入を促進し、中小企業の従業員の福祉増進と雇用の安定を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とします。

2 内容

交付対象者	町内に1年以上事業所を有し、その雇用する従業員を新たに被共済者とした共済契約者とします。 ※「共済契約者」とは 勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した中小企業者をいいます。 ※「中小企業者」とは 常時雇用する従業員の数が300人（小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人）以下の町内の事業主又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業又はサービス業については5,000万円、卸売業については1億円）以下の町内の事業主をいいます。
交付の対象期間	共済契約をした日の属する月から起算して12カ月間とします。
補助金の額	補助金の額は、被共済者1人につき、月額1,000円とします。ただし、月額の掛金が5,000円に満たないものの補助金は、その月額掛金の100分の20以内とします。

3 交付手続

補助金の交付申請	補助金の交付を受けようとする共済契約者は、毎年3月31日までに大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」といいます。）に次の書類を添えて、申請してください。 1 対象年度の大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助金対象者一覧表
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 2 退職金共済の加入状況の分かる書類の写し 3 掛金の納付を証する書面の写し 4 その他町長が必要と認める書類
補助金の交付決定	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付します。
補助金の返還等	虚偽の申請等により補助金の交付を受けた者がある場合は、申請者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じます。

4 各種様式

申請書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> 1 大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付申請書（様式第1号） 2 大泉町中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町経済振興課 電話0276（63）3111
